

令和6年高島市教育委員会
第2回臨時会議事日程

日 時 令和6年3月28日(木)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

委員

委員

3. 議事

日程第1 議第23号 高島市立公民館職員の任命について

日程第2 議第24号 高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則案

日程第3 議第25号 高島市子ども読書活動推進計画委員会設置要綱および高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案について

日程第4 議第26号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について 当日資料

日程第5 議第27号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

日程第6 議第28号 高島市教育委員会事務局等の人事について

4. 報告

報告第6号 高島市今津総合運動公園ほか3施設の臨時休園について

報告第7号 高島市部活動の指導について

5. 今後の日程

・令和6年教育委員会第4回定例会

日時：令和6年4月24日(水) 午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和6年第2回臨時会座席表

高島市役所 新館2階 教育委員会室

教育長	1
教育委員	4
説明員	14
事務局	2
合計	21

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育総務部長 木下 晃	教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之	教育総務部 調整担当監 山本 純子	教育指導部長 饗庭 一弥	学校教育課長 岡部 陽造	学事施設課長 保木 等
----------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	-----------------	----------------

社会教育課長 竹井 正人	文化財課長 小川 祥枝	市民スポーツ 課長 森本 正明	学校給食課長 川崎 弘	給食施設整備 課長 西川 久志	
-----------------	----------------	-----------------------	----------------	-----------------------	--

国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	図書館長 玉木 智恵	市民会館長 横井川 博之		教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------------	---------------	-----------------	--	----------------------	----------------------

事務局

傍 聴 席

出入口

出入口

議第 23 号

高島市立公民館職員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 28 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立公民館職員の任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定により、次の者を公民館職員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

令和6年度 公民館職員

公民館名	氏名	職名	新任 再任	備考
マキノ公民館	小久保 義直	参与	新任	
	岡本 里子	社会教育指導員	再任	
	狩野 之彦	社会教育指導員	再任	
	曾根 清	公民館夜間管理人	再任	
	西村 勇夫	公民館夜間管理人	再任	
今津公民館	峯森 吉晴	参与	再任	
	廣田 恵里子	社会教育指導員	再任	
	石田 与志雄	社会教育指導員	再任	
	谷木 里枝	社会教育指導員	再任	今津浜分コミュニティセンター
	川本 孝	公民館夜間管理人	再任	
	尾崎 務	公民館夜間管理人	再任	
朽木公民館	森本 正則	参与	新任	
	吉澤 淳子	社会教育指導員	再任	
	北川 良治	社会教育指導員	再任	
	川島 博明	公民館夜間管理人	再任	
安曇川公民館	中村 久雄	参与	再任	
	奥田 とし子	社会教育指導員	再任	
	芦谷 恵	社会教育指導員	再任	
	早藤 章子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	榎並谷 聖子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	石倉 正和	公民館管理人	再任	
	視淵 幸彦	公民館夜間管理人	新任	
	井上 正男	公民館夜間管理人	再任	安曇川世代交流センター
高島公民館	高木 淳	参与	再任	
	田中 孝夫	社会教育指導員	再任	
	久保田 広志	社会教育指導員	再任	
	片岡 謙治	公民館夜間管理人	再任	
新旭公民館	中村 久昭	参与	再任	
	井上 悦子	社会教育指導員	再任	
	鳥居 文子	社会教育指導員	再任	
	小林 徳博	公民館夜間管理人	再任	
	小島 修	公民館夜間管理人	新任	

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第 2 4 号

高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

高島市社会教育指導員設置等に関する規則（平成 1 7 年高島市教育委員会
規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高島市社会教育指導員設置等に関する規則

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(報酬の額等)</p> <p>第7条 指導員の報酬の額および支給方法等は、高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当_____および費用弁償等に関する条例（令和元年高島市条例第14号）の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">(報酬の額等)</p> <p>第7条 指導員の報酬の額および支給方法等は、高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>および費用弁償等に関する条例（令和元年高島市条例第14号）の定めるところによる。</p>

議第25号

高島市子ども読書活動推進計画委員会設置要綱および高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案について

上記の議案を提出する。

令和6年3月28日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱および高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案

次に掲げる要綱の規定中「保育園または認定こども園の関係者」を「認定こども園等の関係者」に改めることとし、令和6年4月1日から適用する。

- (1) 高島市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱（平成18年高島市教育委員会告示第2号）
- (2) 高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育委員会告示第20号）

高島市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱（平成18年高島市教育委員会告示第2号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱または任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>保育園または認定こども園</u>の関係者</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱または任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) _____認定こども園等の関係者</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育
委員会告示第20号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱または任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>保育園または認定こども園</u>の関係者</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱または任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) _____認定こども園等の関係者</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

議第27号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和6年3月28日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

第2条の表中「給食施設整備課」を削る。

第3条第11項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

高島市教育委員会事務局組織規則

(平成18年高島市教育委員会規則第3号) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p><u>11 給食施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校給食共同調理場の維持管理および集約化に関すること。</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

【別記1】

現 行

部	課、室等
教育総務部	(略)
スポーツ振興部	(略)
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	給食施設整備課
	学校給食センター (学校給食共同調理場)

改 正 案

部	課、室等
教育総務部	(略)
スポーツ振興部	(略)
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター (学校給食共同調理場)

議第 28 号

高島市教育委員会事務局職員等の人事について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 28 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務局職員等の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 21 条第 3 号の規定に基づき、事務局職員および高島市教育委員会事務局
組織規則（平成 18 年高島市教育委員会規則第 3 号）第 2 条に規定する教育
機関の長等に次の者を任免することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

教育委員会人事異動（令和6年4月1日付け）

<一般職>

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
部長級	教育総務部	部長	饗庭 眞二	議会事務局	事務局長	
	スポーツ振興部	部長	赤水 新次	議会事務局	事務局次長	昇任
次長級	教育総務部	次長	中川 美知夫	農林水産部	次長	
	図書館	館長取扱	(中川 美知夫)	農業政策課	課長取扱	
	教育総務部	次長	平井 亨	秘書課	課長	昇任
	教育総務課	課長取扱	(平井 亨)			
	スポーツ振興部	次長	野崎 良樹	国スポ・障スポ大会推進課	課長	昇任
	国スポ・障スポ大会推進課	課長取扱	(野崎 良樹)			
課長級	市民スポーツ課	課長	加藤 圭子	農業政策課	主監	昇任
	学校給食課	課長	藤原 忠実	防災課	課長	
	マキノ学校給食センター	所長	(藤原 忠実)			兼務
	今津学校給食センター	所長	(藤原 忠実)			兼務
	安曇川学校給食センター	所長	(藤原 忠実)			兼務
	新旭学校給食センター	所長	(藤原 忠実)			兼務
			(小川 祥枝)	朽木資料館	館長	兼務免
		(小川 祥枝)	高島歴史民俗資料館	館長	兼務免	
参事級	教育総務課	参事	林 匠	土木課	参事	
	社会教育課	参事	中川 知恵	介護保険課	参事	
	国スポ・障スポ大会推進課	参事	桂田 樹	防災課	主任	昇任
	学事施設課	参事	平山 由美子	図書館	参事	
	学校給食課	参事	西村 秀樹	市民協働課	参事	
	今津学校給食センター	参事	(西村 秀樹)			兼務

<教職員>

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
課長級	朽木西小学校	校長	岡部 陽造	学校教育課	課長	
			(岡部 陽造)	教育相談・課題対応室	室長	
			(岡部 陽造)	教育研究所	所長	
参事級	県総合教育センター	研修指導主事	唐崎 展之	学校教育課	参事（指導主事）	

教育委員会から出向する人事異動（令和6年4月1日付け）

<一般職>

職 階	現所属名	職 名	氏 名	新所属名	職 名	摘 要
部長級	教育総務部	部長	木下 晃	子ども未来部	部長	
次長級	教育総務部	次長	熊地 吉之	農林水産部	次長	
	教育総務課	課長取扱	(熊地 吉之)	農業政策課	課長取扱	
	学校給食課	課長	川崎 弘	農業委員会事務局	事務局長	昇任
	安曇川学校給食センター	所長	(川崎 弘)			
	新旭学校給食センター	所長	(川崎 弘)			
			(川崎 弘)	農業委員会事務局	事務局次長取扱	併任
	給食施設整備課	課長	西川 久志	安曇川支所	支所長	昇任
	マキノ学校給食センター	所長	(西川 久志)			
	今津学校給食センター	所長	(西川 久志)			
		(西川 久志)		地域防災監	兼務	
		(西川 久志)	選挙管理委員会事務局	書記	併任	
課長級	市民スポーツ課	課長	森本 正明	森林水産課	課長	
	図書館	館長	玉木 智恵	会計課	課長	
主監級	文化財課	参事	宮崎 雅充	観光振興課	主監	昇任
参事級	市民スポーツ課	参事	荒木 友彦	財政課	参事	
	学校給食課	参事	江村 由起子	保険年金課	参事	

<教職員>

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
課長級	学校教育課	課長	川原林 正宏	高島小学校	教頭	
	教育相談・課題対応室	室長	(川原林 正宏)			兼務
	教育研究所	所長	(川原林 正宏)			兼務
参事級	学校教育課	参事(指導主事)	鳥居 真由子	マキノ西小学校	教諭	

【参考資料】

教育委員会人事異動（令和6年4月1日付け）

<一般職（主任以下）>

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
主任級	教育総務課	主任	池山 大喜	教育総務課	主査	昇任
	社会教育課	主任	松本 誠	社会教育課	主査	昇任
	社会教育課地域教育連携室	主任	(松本 誠)			兼務
	社会教育課地域教育連携室	主任	宮崎 久江	高島支所	主任	
	図書館	主任	山本 純子	教育総務部	次長	定年延長者
	市民スポーツ課	主任	山村 栄治郎	人事課	主任	
	国スポ・障スポ大会推進課	主任	清水 真理子	子ども未来部	部長	定年延長者
	国スポ・障スポ大会推進課	主任	枝 秀樹	会計管理者	会計管理者	定年延長者
	国スポ・障スポ大会推進課	主任	中村 光汰	市民スポーツ課	主査	昇任
	学事施設課	主任	熊谷 賢治	学事施設課	参事	定年延長者
主査級	教育総務課	主査	中村 友紀	人事課付	主査	
	図書館	主査	阿慈知 美佳	企画広報課	主査	
	文化ホール	主査	柴田 千成	今津支所	主査	
	国スポ・障スポ大会推進課	主査	日置 惇志	森林水産課	主査	
主事級	教育総務課	主事	藤本 駿	新規採用		
	文化財課	主事	西 悠太朗	新規採用		
	国スポ・障スポ大会推進課	主事	饗庭 能	新規採用		任期付職員

教育委員会から出向する人事異動（令和6年4月1日付け）

<一般職（主任以下）>

職 階	現所属名	職 名	氏 名	新所属名	職 名	摘 要
主任級	教育総務課	主任	松岡 弘晃	環境政策課	主任	
	市民会館	主任	松井 亮	社会福祉課	主任	
主査級	教育総務課	主査	末綱 美都	子育て政策課	主査	

<退職> ※令和6年3月31日付けで市長部局に出向後、退職

職 階	現所属名	職 名	氏 名
参事級	社会教育課	参事	中川 万寿枝
主任級	学事施設課	主任	荒木 恵

報告第6号

高島市今津総合運動公園ほか3施設の臨時休園について

高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第31号）第12条、高島市今津B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第29号）第12条、高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第28号）第11条ならびに高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第30号）第11条の規定に基づき、下記のとおり臨時休園を定めたので報告する。

令和6年3月28日

高島市教育委員会

教育長 川島 浩之

記

1 施設名および臨時休園日時

施設名	臨時休園日時	
高島市今津総合運動公園	令和6年4月 15日（月）	午前8時30分から午後5時まで
高島市今津B&G海洋センター		午前9時30分から午後4時まで
高島市今津屋根付き運動場 サンルーフ今津		午前9時から午後5時まで
高島市今津山村広場		午前9時から午後5時まで

2 休園理由

電気設備点検のため

3 利用者への周知方法

防災行政無線放送および事務所等での休園表示

報告第7号

高島市部活動の指導について

高島市の運動部および文化部の部活動全体にかかる方針として「高島市部活動の指導について」を改訂したので別紙のとおり報告する。

令和6年3月28日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市

部活動の指導について

高島市教育委員会
令和6年3月改定

版	年 月
初版	令和2年(2020年)4月
改訂	令和6年(2024年)3月

はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上以外にも、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい活動です。

令和4年12月、スポーツ庁および文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を定め、都道府県および市町村教育委員会等の学校設置者が定める方針の基準を示しました。

今回、滋賀県教育委員会が策定した「部活動の指導について（改訂版）」を踏まえ、高島市の運動部および文化部の部活動全体に係る方針として「高島市部活動の指導について」を改訂しました。

本方針に基づき、部活動の指導に関わる教職員をはじめ、地域の皆さまの共通理解のもと、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、部活動の適正な運営を行い、児童生徒の豊かなスポーツや文化芸術、科学等の活動の機会が確保されるとともに、本市の部活動が各学校において効果的に推進され、充実した取組となるよう期待しています。

目次

1	部活動の在り方についての方針・・・・・・・・	1・2
	(1) 部活動の意義	
	(2) 適切な運営のための体制整備	
2	部活動の適切な運営と管理・・・・・・・・	2～4
	(1) 活動時間・休養日の設定について	
	(2) 校外活動（合宿・遠征等）について	
	(3) 活動経費について	
	(4) 保護者および地域との連携について	
	(5) 安全管理と事故防止について	
3	部活動の指導について・・・・・・・・	4・5
	(1) 効果的な活動について	
	(2) 体罰の防止について	
	(3) 部活動外部指導者について	

Ⅰ 部活動の在り方についての方針

(1) 部活動の意義

部活動は、スポーツや文化芸術、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問等の指導のもと自主的・自発的に行われるものであり、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

部活動は、体力や技能の向上、また健康増進を図る目的以外にも、生徒が目標に向かって協力し合うことで友情を深め、好ましい人間関係の構築を図ることや、学習意欲の向上、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

今後、部活動は、少子化の中でも地域・学校の実情に応じた持続可能で、生徒にとって多様な活動を体験できる機会が確保されることが望まれる。また、そのことによって地域のスポーツや文化芸術、科学等の活動等の継承・発展も期待できる。さらには、生徒が生涯にわたりスポーツや文化芸術、科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎を培う重要な活動となるものである。

(2) 適切な運営のための体制整備

- ①校長は、高島市教育委員会が制定した「高島市部活動の指導について」（令和6年3月改訂）に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。策定にあたっては、休養日および活動時間を設定し明記する。
- ②校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や部活動外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間労働の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ③校長は、学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や部活動顧問（以下「顧問」とする。）の過度な負担とならないように配慮を行い、参加する大会等を精査するように努める。

④顧問は、年間の活動計画ならびに毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

⑤顧問は、部の活動方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会等を明確にした活動計画を生徒や保護者等に周知し、部活動の運営について理解と協力を得る。

2 部活動の適切な運営と管理

(1) 活動時間・休養日の設定について

①活動時間の設定について

・平日はおおむね2時間以内、土・日曜日（以下「週休日」とする。）および学校の休業日はおおむね3時間以内とする。

②休養日の設定について

・週2回（平日1日と週休日1日）以上を休養日とする。
・定期テストの1週間前および学校閉庁日は休養日とする。
・大会や練習試合の日程の関係で、予定をしていた休養日に活動をする場合はその前後2週の期間内に休養日を設定する。

③朝練習の設定について

・朝練習は原則行わない。

(2) 校外活動（合宿・遠征等）について

・期日等は学校の年間計画等を踏まえた上で設定する。また、事前に活動内容や活動時間等を計画し、過重な内容は避ける。
・校長に許可を得たうえで、校外行事届を学校教育課に提出する。
・健康管理に配慮するとともに、緊急事態に備え、学校や保護者、病院等への連絡手順や連絡方法を確認しておく。

- ・緊急等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させない。

(3) 活動経費について

- ・部費を徴収する場合は、適正に管理するとともに、保護者等に過度な負担をかけないようにする。

(4) 保護者および地域との連携について

- ・保護者へ活動計画、活動報告等の連絡を適宜行う。
- ・地域の行事等へ参加するなど、地域との連携を図る。
※連携を図る方法としては、ホームページの活用、部だよりの発行、部参観の実施、保護者会の開催、地域活動へのボランティア活動等が考えられる。

(5) 安全管理と事故防止について

①生徒の健康管理について

- ・家庭（保護者）、学級担任、養護教諭、部活動顧問等との情報交換を行うなど、連携を密に行う。
- ・身体状況等は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。
- ・食中毒、感染症等の拡大防止に関する正しい情報等をもとに、適宜、指導する。

②生徒への安全指導について

- ・顧問や部活動指導員等は、生徒自身が積極的に自分や他者の安全を守ったり、事故を防止したりする態度や能力を養うことともに、望ましい人間関係の育成に留意する。
- ・生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせる指導を行う。
- ・生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた活動を行わせる。
- ・食中毒や感染症等の対策や生徒の健康面に対する配慮する。

③下校時刻について

- ・気象状況や日没時刻、通学路の交通事情等を考慮した上で適切な活動・下校時刻を設定する。

④施設・用具の管理について

- ・活動の前後において、活動場所の整備や用具の管理とともに、施設の火気、戸締まり、消灯の点検を必ず行う。

⑤自然現象に関する安全管理について

- ・部活動の実施については、天候に十分留意する。

熱中症対策

環境省「熱中症予防情報サイト」の暑さ指数（WBGT）を参考に、活動時間の短縮や活動場所の変更など柔軟に対応する。なお、暑さ指数が31℃以上の時は、運動は原則禁止とする。

※滋賀県中学校体育連盟（以下「中体連」とする。）の大会については、各専門部の判断に委ねるものとする。

台風・風水害

台風等の影響で、高島市に警報（暴風、大雨、洪水、特別警報）が発表されている時は、活動を行わない。

※中体連の大会については、各専門部の判断に委ねるものとする。

⑥緊急時の対応について

- ・生徒の怪我や事故に対し、迅速かつ適切な対応へとつなげるために、緊急時の連絡体制等を構築しておく。

3 部活動の指導について

（1）効果的な活動について

- ・目標や課題を意識し、施設や用具、活動時間等を考慮しながら効率的、効果的な活動計画を作成する。
- ・効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の活動が心身に及ぼすリスクを高め、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う

ことが大切である。そのためには、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目の特性等を踏まえた科学的な知見に基づくトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導に努める。

(2) 体罰の防止について

- ・体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失望させるものであり、決して許されるものではない。
- ・学校教育の一環として行われる活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されるものではない。
- ・校長、顧問その他学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるという認識をもち、体罰を行わないようにするための取組を行う。

(3) 部活動外部指導者等の活用について

- ・顧問の負担軽減や部活動指導の充実を図るため、必要に応じて部活動指導員や部活動外部指導者等を活用するとともに、その活用にあたっては、教職員の共通理解を図る。